

通行規制協議書

施行者	住所又は所在地 郡山市朝日一丁目23-7	
	住所又は名称及び代表者の氏名 株式会社 郡山建設 代表取締役 郡山 次郎	
	電話 012-345-6789	
通行規制の目的	資材搬入のため	
規制箇所	郡山市 朝日一丁目23-7	地先
通行規制期間	○年 4月 1日 ～ ○年 4月 30日 (内 5 日間) 9:00 ～ 16:00 (但し 土日祝祭日 は除く)	
通行規制種別	① 全面通行規制 ②車両通行規制 ③片側通行規制 ④幅員減少 ⑤歩道通行規制	
現場責任者	郡山建設 郡山 三郎	
	緊急連絡先 090-1234-5678	
添付書類	(1) 位置図 (2) 施工詳細図 (3) 工程表 (4) 写真	
協議年月日	年 月 日	協議済
協議者	施行者側協議者	市側協議者
	郡山 三郎	道路保全課
協議内容	1 工事又は作業により道路（付属物を含む）又は第三者に損害を与えた場合、施工者の責任において対処すること。 2 一般交通に支障を与えないよう注意するとともに危険防止のため「福島県土木部保安施設設置基準」に基づく保安施設（誘導員を含む）を設置すること。 3 あらかじめ工事又は作業の内容を付近の住居者等に周知し、その協力を求めること。 4 道路面を汚染しないこと。汚染した場合は速やかに洗浄し、道路管理上及び交通上支障ないようにすること。 5 道路部分に道路管理者の許可なく材料、物品等を置かないこと。 6 歩道部及びアウトリガー設置部は養生すること。また、施工後の写真を提出すること。 7 通行規制時間については、所轄警察署の指示に従うこと。 以上を厳守のこと。	

※施工詳細図には、交通規制状況（看板、誘導員、バリケード等）を必ず図示すること。また、道路使用の理由が判断できる図面を作成すること。